

## 愛知教育大学と北設楽地方教育委員会の相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と北設楽地方教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくために協定を締結する。協定を締結する北設楽地方教育委員会とは、設楽町、東栄町、豊根村の各町村教育委員会である。

### （目的）

第1条 本協定は、子どもの健やかな成長及び教職員の資質・能力の向上並びに学生の実践力育成等において、相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次のとおりである。

- (1) 子どもの健やかな成長に関すること
- (2) 教職員の資質・能力の向上に関すること
- (3) 学生の実践力育成に関すること
- (4) 現代的教育課題に関すること
- (5) その他甲・乙双方が必要であると認めること

### （連携方法）

第3条 甲及び乙に連携窓口を設置し、連携協力を推進するための必要な連絡調整を行う。

連携協力に当たっては、それぞれの職員の派遣や受入、施設・設備等の利用について、業務に支障のない範囲で便宜を供し実施するものとする。

### （経費）

第4条 連携協力の実施に当たり、必要経費については、原則として、各機関が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の派遣経費は、要請した側が負担する。

### （守秘義務）

第5条 甲・乙双方は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものに合意すべき事項が生じたときは、甲乙協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を4通作成し、甲の長及び乙の各教育長がそれぞれの署名の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成28年12月22日

甲 愛知教育大学長

後藤ひろみ

乙 北設楽地方教育委員会

設楽町教育委員会教育長

後藤義男

東栄町教育委員会教育長

平松伸一

豊根村教育委員会教育長

川井富孝